

商品名	J A教育ローン										
お使いみち	<p>○就学子弟の入学金、授業料、学費、およびアパート家賃等の教育に関する全ての資金（借入申込日から2か月前までに支払済みとなった資金も含む。）であり、資金使途が確認できるものとします。ただし、事業資金は除きます。</p> <p>○現在、他金融機関からお借入中（1年以上経過）の教育資金の借換資金。</p>										
お借入資格	<p>○地区内に在住又は在勤の方で、当J Aの組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満18歳以上満66歳未満であり、最終返済時年齢が満71歳未満である方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が150万円以上の方。（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）</p> <p>○原則として、勤続（又は営業）年数が6か月以上の方。</p> <p>○教育施設（修業年限が6か月以上（外国の教育施設は3か月以上）で、中学校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。</p> <p>a 大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学</p> <p>b 専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など）</p> <p>c 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部</p> <p>d その他職業能力開発校などの教育施設</p> <p>○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当J Aが定める条件を満たしている方。</p>										
お借入金額	○10万円以上1,000万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。										
お借入期間	○6か月以上15年以内。据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の6か月後までの範囲内とします。										
お借入利率	○固定金利を適用いたします。当初借入利率を最終返済時まで適用いたします。										
ご返済方法	○元利均等返済（毎月返済方式、年2回返済方式および特定月増額返済方式のいずれか） ただし、特定月増額返済は借入金額の50%以内（1万円単位）となります。										
担保	○不要です。										
保証人	○静岡県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。										
保証料	<p>○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます（0.8%または1.0%）。</p> <p><b>【お借入額100万円あたりの一括支払保証料（0.8%）（例）】</b></p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>5年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>4,349円</td> <td>20,873円</td> <td>42,541円</td> <td>65,923円</td> </tr> </table>	お借入期間	1年	5年	10年	15年	保証料	4,349円	20,873円	42,541円	65,923円
お借入期間	1年	5年	10年	15年							
保証料	4,349円	20,873円	42,541円	65,923円							
手数料	○お借入後5年以内に繰上返済を行う場合には、3,300円（消費税込）の手数料が掛かります。 J Aネットバンクによる一部繰上返済の場合は、無料です。										
その他	<p>○ご希望により当J Aの団体信用生命共済にご加入いただけます。</p> <p>○ご融資対象子弟が高校から短大または大学等に進学される場合には、乗換融資をご利用いただけます。乗換融資とは、当J Aで進学前の教育施設にかかる教育資金をご融資している場合に、進学後の教育施設における条件に応じて新規にご融資を行い、既貸付金を全額繰上返済いただくことをいいます。</p>										

	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。</p> <p>なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、5,500円の電子契約サービス手数料（消費税等含む）が必要です。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（JAバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融推進部 推進企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>